

**二宮町立学校の教員の
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

二宮町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）」第8条第1項に基づき、服務監督権者である二宮町教育委員会（以下「町教委」）が、町立小・中学校の教員の業務量を適切に管理し、健康の確保を図るために策定するものである。

令和2年4月に策定した「二宮町学校の働き方改革に関する基本方針」の取組をさらに加速させ、教員が心身ともに健康で、専門性を最大限に発揮し、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保できる持続可能な教育環境の整備を目的とする。

(2) 勤務実態の現状と課題

令和4年度から令和6年度における時間外在校等時間の割合は以下の通りである。

① 「時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合」

学校種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	26.2%	26.6%	21.1%
中学校	54.2%	68.6%	62.4%

現状分析：小学校は微減傾向にあるものの、約2割の教員が上限を超えている。中学校においては教員の6割以上が上限を超えており、課題の多い状況にある。

② 「時間外在校等時間が月80時間を超える教員の割合」

学校種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4.6%	2.3%	1.5%
中学校	35.6%	34.2%	22.9%

現状分析：小学校、中学校とも一定の改善はみられるものの、中学校においては教員の2割以上が上限を超えており、課題の多い状況にある。

課題：中学校における部活動指導、学習評価、及び生徒指導に係る業務負担の軽減が喫緊の課題である。

2 目標

「二宮町学校の働き方改革に関する基本方針」、「神奈川県教員の働き方改革に関する指針」における目標をふまえ、「長時間勤務の是正」と「ウェルビーイングの向上」を両輪として、以下の目標を掲げる。

(1) 長時間勤務の是正に関する指標

第1フェーズ

- ①時間外在校等時間 月80時間超の教員割合：0%

第2フェーズ

- ②時間外在校等時間 月45時間超の教員割合：0%
- ③時間外在校等時間 年360時間超の教員割合：0%

(2) ウェルビーイングの向上に関する指標

- ①「現在の職場を働きやすい」と感じる教員割合：80%以上
- ②「仕事にやりがいがある」と感じる教員割合：80%以上

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間

※国の指針（令和11年度までに月平均時間外30時間程度に削減）を念頭に、令和8・9年度を「重点取組期間」とし、目標において設定した長時間勤務の是正に関する指標のうち、第1フェーズの達成を目指すものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類（19業務）」を踏まえた見直し

国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教員の専門性を発揮すべき業務を明確化し、それ以外の業務の削減・代替化を推進する。

① 学校以外が担うべき業務

1	登下校及び校外の見回り、補導対応	地域学校協働本部等の枠組みを活用し、地域住民や警察との連携を強化することで、学校の負担を軽減する。
2	学校徴収金の徴収・管理	学校給食費の無償化とともに公会計化を進め、教員による徴収・督促等の業務を解消する。また、その他の教材費等についても、公会計化について研究を進める。
3	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	二宮町教育委員会が窓口となり、神奈川県教育委員会が配置するスクールロイヤーを活用し、初期対応の段階から相談を行うとともに、予防的な観点から関与を得ることにより、速やかな問題解決を図る。また、小中学校の電話機に通話時録音明示アナンスを追加し、不当な要求等への抑止力とするとともに、教員の心理的負担を軽減する。

② 教員以外が積極的に参画すべき業務

1	水泳授業の民間委託	小中学校における水泳授業について民間業者へ委託し、教員の指導負担軽減を図る。
2	部活動	二宮町の活動指針を遵守し、休養日の確実な設定を行う。また、部活動指導員の活用や地域クラブ活動への移行を検討する。

③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

1	学習評価・成績処理	校務支援システムの機能を最大限活用し、通知表等の様式の簡素化や入力事務の効率化を図る。
2	行事・会議の精選	既存の行事や会議の目的を再定義し、準備作業の簡略化やペーパーレス化を促進する。
3	IPフォンの設置	保護者の引き取り、児童生徒の体調不良等の連絡、不審者情報の共有など職員室と教室を迅速つなぐため各教室にIPフォンを設置する。
4	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	支援教育補助員、SC・SSWを適正に配置し、教員の事務負担や相談業務の分担を図る。

(2) 学校における措置の推進

1	勤務時間の客観的把握	出退勤管理システム等により1分単位で把握し、上限を超えるおそれのある教員に対しては、校長が適切な声かけや業務の進め方の見直しの促し等を行う。
2	意識改革の推進	ワークライフバランスの視点を取り入れた研修や啓発を行い、教職員一人ひとりの意識改革を図る。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

1	メンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施及び産業医等による面接指導を確実に実施する。
2	休暇取得の促進	年次休暇の年間15日以上を取得を奨励し、夏季休暇期間等における「学校閉庁日（5日間）」を確実に実施する。
3	閉庁時間における電話対応	授業のある日の午後5時以降、留守番電話を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

(1) 教員の意見を踏まえた継続的なフォローアップ

安全衛生推進連絡会等を通じて、教員からの意見や現場の実情を把握し、本計画の取り組み状況を継続的に確認しながら、働きやすい職場環境づくりを進める。

(2) 総合教育会議への報告

本計画の進捗状況を公表するとともに、町長と教育委員会で構成される「総合教育会議」に報告・共有し、町全体でのバックアップ体制を確保する。

(3) 意識改革の推進

「教員が子どもと向き合う時間」を最大化することが子どもの教育の質向上に繋がるという認識を、保護者・地域と共有するための啓発活動を継続的に行う。